

令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会

電算出力帳票作成仕様書

第 1.0 版

沖縄県国民健康保険団体連合会

システム管理課システム管理係

変更履歴

※仕様、見積算定に影響のない誤字・脱字は断りなく行う

項番	変更日付	版	頁数	変更箇所	変更内容
1	2021/12/09	第 0.1 版			新規作成
2	2021/12/14	第 0.2 版	2	1. 目的	「後期高齢者医療」「後期高齢者」の文言追加
			4	10 契約等について (4)	脱字追加

1 目的

沖縄県国民健康保険団体連合会（以下「本会」という。）では、県内の国民健康保険並びに後期高齢者医療、介護保険の保険者に代わって、県内の国民健康保険被保険者や後期高齢者、介護保険被保険者並びに県内保険（調剤）医療機関等に対し、保険給付等に関する帳票（以下「電算出力帳票」という。）を提供している。

本書は、電算出力帳票作成処理業務（以下「本業務」という。）の外部委託に関し必要とする要件及び仕様を定めたものである。

2 電算出力帳票作成処理内容

別紙1「令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会電算出力帳票作成処理一覧表」のとおり。

3 入札参加資格

- (1) 沖縄県内に本店又は支店・営業所を有し、障害発生時に速やかに対応できること。
- (2) プライバシーマーク付与認定指定機関からプライバシーマークの付与を受けており、現在の有効期間終了後も引き続き更新を行う予定であり、かつ電算出力帳票の完成物をプライバシーマークの定めた個人情報管理と同等の取り扱いができること。
- (3) 過去2年以内において、個人情報の漏えい、又は紛失等事故を起こしていないこと。
- (4) 印刷物の納品を迅速に行う目的から、圧着ハガキへの印刷設備及びこれを圧着する設備においても沖縄県内に所有していること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 営業年数が令和4年2月1日現在において3年以上であること。

4 委託の範囲

- (1) 圧着ハガキの調達。
- (2) 本会が電算処理にて作成したデータ（以下「電算出力帳票用データ」という。）を帳票化する業務。
- (3) 本会が指定する先への作成帳票の納品。

5 圧着ハガキ等の仕様

- (1) 圧着ハガキ（片面印刷）
 - ア) 対象帳票
 - ① 診療（調剤）報酬支払額決定通知書
 - ② 療養費（はり・きゅう、あん摩マッサージ）支払額決定通知書
 - ③ 高額療養費のお知らせ

- ④ ジェネリック差額通知書（国保、後期）
 - ⑤ 介護給付費のお知らせ
 - イ) 印刷物の広告欄について、本会が指定する内容を反映することとし、本会が対象帳票毎にサンプルを示し、落札業者と協議のうえ決定する。
 - (2) 圧着ハガキ（両面印刷）
 - ア) 対象帳票
 - ① 医療費通知書
 - イ) 印刷物の広告欄について、本会が指定する内容を反映することとし、本会がサンプルを示し、落札業者と協議のうえ決定する。
 - (3) A4用紙
 - ア) 対象帳票
 - ① 高額療養費支給申請書
- 6 電算出力帳票用データ授受に関すること
- (1) 電算出力帳票用データファイルは本会が提供する。（USB または CD-R にて提供）
 - (2) 電算出力帳票用データは暗号化を行うこととしており、授受方法については対面により行うこととする。
 - (3) 電算出力帳票用データ輸送時の盗難、紛失等を防止するため、輸送方法については施錠できる搬送容器を利用する等のセキュリティを強化した方法で行うこと。
- 7 電算出力帳票作成に関すること
- (1) 電算出力帳票作成に係る費用（開発費・保守費等）は、全て入札価格に含めること。
 - (2) 委託業務を遂行する上で必要とする用紙・素材・アプリケーションソフト等においては、製造者・著作者等の使用許諾（ライセンス購入等）を得て利用すること。
 - (3) この仕様書に示す、電算出力帳票の年間見込み件数は予測値を記載したものであり、実際の発注時には増減があることに留意すること。
 - (4) 本会のシステム改修等により、電算出力帳票用データの変更を伴わないテスト印刷を依頼する場合がある。この場合、無償で協力できること。（テスト出力を依頼する場合、件数は50件以内とし、ハガキ等の場合であっても普通用紙等への印刷を想定している。
 - (5) 医療費通知書、ジェネリック差額通知書、高額療養費のお知らせ、高額療養費支給申請書については、必要に応じて提供データ（1保険者最大5ファイル）を保険者ごとにファイルを結合していただく可能性があることに留意すること。
 - (6) 電算出力帳票作成業務には印刷物確認作業が含まれることとし、確認作業については別途協議する。
- 8 電算出力帳票納品に関すること
- (1) 納品に係る費用（梱包資材、運送費）は、全て入札価格に含めること。

- (2) 納品先は、別紙2「令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会印刷物納品先一覧表」のとおりとし、順守すること。
- (3) 納品方法は、宅配業者利用・落札業者による直接納品等手段は問わないが、誤配・紛失等事故の無いよう十分な体制を敷いたうえで行うものとする。
また、納品物の加工方法については、別紙3「加工方法（仕分け手順）」のとおり納品すること。
- (4) 帳票作成処理を終え発送する際は、「納品書等」を作成し添付すること。
また、保険者へ送付する帳票については、本会への報告用として「納品枚数内訳が分かる資料」を作成し、本会へ納品すること。（雛型は本会が指定する。）

9 共通事項

- (1) 本業務における詳細な作業スケジュール及び作業内容については別途協議する。

10 契約等について

- (1) 本委託に係る契約期間は、2022年4月1日から2023年3月31日までとする。
- (2) 本委託に係る契約形態は「単価契約」とする。
- (3) 見積算定においては、別紙1「令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会電算出力帳票作成処理一覧表」にある電算出力帳票（7種類）にそれぞれ単価を設定し、本会が示した枚数（契約期間の総数）を乗じた額を見積書に記載する。（印刷束の有無を問わず、帳票毎に一律単価とする。）
- (4) 見積書への金額の表記方法については、税抜き本体価格（消費税は別途記載）とする。

11 第三者への再委託について

電算出力帳票作成にあたり、第三者への再委託をしてはならない。ただし、文書にて再委託許可申請を行い、本会から承認を受けた場合はこの限りではない。

12 その他

本業務を履行するにあたり必要な事項が発生した場合は、随時調整するものとする。